介護員養成研修事業に係る研修科目及び研修時間の免除

１　介護職員初任者研修課程

（１）生活援助従事者研修課程修了者

　　ア　免除項目及び最大免除時間は【表１】のとおりとする。

　　イ　各免除項目において、免除することのできる内容は【表２】のとおりとする。

　　ウ　【表２】の研修内容のうち、下線部は免除ができる部分、斜体は内容を軽くして教

える部分とする。

　　エ　免除を行う場合は、実施主体により発行された修了証明書により生活援助従事者研

修課程の修了を確認すること。

【表１】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 免除科目（項目） | | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | １．職務の理解 | | ２時間 |
| ２．介護における尊厳の保持・自立支援 | | ６時間 |
| ３．介護の基本 | | ４時間 |
| ４．介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | | ３時間 |
| ５．介護におけるコミュニケーション技術 | | ６時間 |
| ６．老化の理解 | | ６時間 |
| ７．認知症の理解 | | ３時間 |
| ８．障がいの理解 | | ３時間 |
| ９．こころとからだのしくみと生活支援技術 | | ２４時間 |
|  | 基本知識の学習 | ７時間 |
| 生活支援技術の講義・演習 | １４時間 |
| 生活支援技術 | ３時間 |
| １０．振り返り | | ２時間 |
| 小計 | | ５９時間 |

【表２】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 項目 | 研修内容 |
| １　職務の理解 | （１）多様なサービ  スの理解 | ○介護保険サービス（居宅、施設）、○介護保険外サービス |
| （２）介護職の仕事  の内容や働く現場の理解 | ○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容  ○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による見学等）  ○ケアプランの作成からサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | （１）人権と尊厳を支える介護 | （１）人権と尊厳の保持  ○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、  ○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護  （２）ＩＣＦ  ○介護分野におけるＩＣＦ  （３）ＱＯＬ  ○ＱＯＬの考え方、○生活の質  （４）ノーマライゼーション  ○ノーマライゼーションの考え方  *（５）虐待防止・身体拘束禁止*  *○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援*  （６）個人の権利を守る制度の概要  ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 |
| （２）自立に向けた介護 | *（１）自立支援*  *○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高*  *める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止*  *（２）介護予防*  *○介護予防の考え方* |
| ３　介護の基本 | （１）介護職の役割、専門性と多職種との連携 | （１）介護環境の特徴の理解  ○訪問介護と施設介護サービスの違い、○地域包括ケアの方向性  （２）介護の専門性  ○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立し  た生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム  （３）介護に関わる職種  ○異なる専門性を持つ多職種の理解、*○介護支援専門員、○サービス提供責任者、*○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、  ○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担 |
| （２）介護職の職業倫理 | 職業倫理  ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重 |
| （３）介護における安全の確保とリスクマネジメント | *（１）介護における安全の確保*  *○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード*  *（２）事故予防、安全対策*  *○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有*  （３）感染対策  ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識 |
| （４）介護職の安全 | 介護職の心身の健康管理  ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○腰痛の予防に関する知識、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策 |
| ４．介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | （１）介護保険制度 | （１）介護保険制度創設の背景及び目的、動向  ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進  （２）仕組みの基礎的理解  ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順  （３）制度を支える財源、組織・団体の機能と役割  ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 |
| （２）医療との連携とリハビリテーション | ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役  割・連携、○リハビリテーションの理念 |
| （３）障がい福祉制度及びその他制度 | （１）障がい福祉制度の理念  ○障がいの概念、○ＩＣＦ（国際生活機能分類）  （２）障がい福祉制度の仕組みの基礎的理解  ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで  （３）個人の権利を守る制度の概要  ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 |
| ５．介護におけるコミュニケーション技術 | ５．介護におけるコミュニケーション技術 | （１）介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割  ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答  （２）コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション  ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴  （３）利用者・家族とのコミュニケーションの実際  ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い  （４）利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際  ○視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障がいに応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 |
| （２）介護におけるチームのコミュニケーション | （１）記録における情報の共有化  ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○５Ｗ１Ｈ  （２）報告  ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点  （３）コミュニケーションを促す環境  ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性 |
| ６．老化の理解 | （１）老化に伴うこころとからだの変化と日常 | （１）老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴  ○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験  （２）老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響  ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 |
| （２）高齢者と健康 | （１）高齢者の疾病と生活上の留意点  ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛  （２）高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点  ○循環器障がい（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障がい  の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気づく視点、○高齢者は感染症にかかりやすい |
| ７．認知症の理解 | （１）認知症を取り巻く状況 | 認知症ケアの理念  ○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する） |
| （２）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理  ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 |
| （３）認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | （１）認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴  ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）、  ○不適切なケア、○生活環境で改善  *（２）認知症の利用者への対応*  *○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の*  *世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての*  *援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通*  *したコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢など*  *から気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア* |
| （４）家族への支援 | ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア） |
| ８．障がいの理解 | （１）障がいの基礎的理解 | （１）障がいの概念とＩＣＦ  ○ＩＣＦの分類と医学的分類、○ＩＣＦの考え方  （２）障がい福祉の基本理念  ○ノーマライゼーションの概念 |
| （２）障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | （１）身体障がい  ○視覚障がい、○聴覚、平衡障がい、○音声・言語・咀嚼障がい、  ○肢体不自由、○内部障がい  （２）知的障がい  ○知的障がい  （３）精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む）  ○統合失調症・気分（感情障がい）・依存症などの精神疾患、○高次  脳機能障がい、○広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい  （４）その他の心身の機能障がい |
| （３）家族の心理、かかわり支援の理解 | 家族への支援  ○障がいの理解・障がいの受容支援、○介護負担の軽減 |
| ９．こころとからだのしくみと生活支援技術 | （１）介護の基本的な考え方 | *○理論に基づく介護（ＩＣＦの視点に基づく生活支援、我流介護*  *の排除）、○法的根拠に基づく介護* |
| （２）介護に関するこころのしくみの基礎的理解 | ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念  と生きがい、○老化や障がいを受け入れる適応行動とその阻害要因、  ○こころの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がこころ  に与える影響 |
| （３）介護に関するからだのしくみの基礎的理解 | ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋肉  に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体  性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知  識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段  との違いに気づく視点 |
| （４）生活と家事 | 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援  ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引  き出す、○多様な生活習慣、○価値観 |
| （５）快適な居住環境整備と介護 | 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環  境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法  ○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具  貸与 |
| （７）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | 移動・移乗に関する基礎知識、様々な移動・移乗に関する用具と  その活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗  を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会  参加の留意点と支援  ○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な  動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の動き  の理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な  方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車  いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移  動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防 |
| （８）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・  食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害  するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の  留意点と支援  ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄  養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニ  ズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・  場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケア  の定義、○誤嚥性肺炎の予防 |
| （12）死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護 | 終末期に関する基礎知識とこころとからだのしくみ、生から死へ  の過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援  ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老  衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性 |
|  | （13）介護過程の基礎的理解 | ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ |
| １０．振り返り | （１）振り返り | *○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと、○根*  *拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と*  *介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の*  *重要性、チームアプローチの重要性等）* |
| （２）就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | *○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修に*  *ついて、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Ｏ*  *ff－ＪＴ、ＯＪＴ）を紹介* |

（２）入門的研修修了者（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成３０年３月３０日社

援基発第０３３０第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。）

ア　免除項目及び最大免除時間は【表３】のとおりとする。

イ　免除を行う場合は、実施主体（都道府県及び区市町村）により発行された修了証明書に

より修了した講座を確認すること。

ウ　基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

【表３】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 講座 | 免除科目（項目） | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | 基礎・入門講座修了者 | ３．介護の基本 | ６時間 |
| ６．老化の理解 | ６時間 |
| ７．認知症の理解 | ６時間 |
| ８．障がいの理解 | ３時間 |
| 講義・演習 | 入門講座修了者 | ３ 介護の基本（「（３）介護における安全確保とリスクマネジメント」及び「（４）介護職の安全」のみ） | ２時間 |
| ６．老化の理解 | ６時間 |
| ７．認知症の理解 | ６時間 |
| ８．障がいの理解 | ３時間 |

（３）認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成１８年

３月３１日老発第０３３１０１０号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

ア　免除項目及び最大免除時間は【表４】のとおりとする。

イ 免除を行う場合は、実施主体（都道府県及び市区町村）により発行された修了証明書によ

り修了した講座を確認すること。

【表４】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 免除科目（項目） | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | ７．認知症の理解 | ６時間 |

（４）訪問介護に関する３級課程修了者（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４

年厚生労働省令第２５号）」による改正前の介護保険法施行規則第２２条の２３に規定するも

の。）

ア　免除項目及び最大免除時間は【表５】のとおりとする。

イ　各免除項目において、免除することのできる内容は【表６】のとおりとする。

ウ　【表６】の研修内容のうち、下線部が免除できる部分とする。

エ　免除を行う場合は、実施主体により発行された修了証明書により訪問介護に関する３級

課程の修了を確認すること。

【表５】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 免除科目（項目） | | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | １．職務の理解 | | ３時間 |
| ２．介護における尊厳の保持・自立支援 | | ３時間 |
| ９．こころとからだのしくみと生活支援技術 | | ７時間 |
|  | 基本知識の学習 | ０時間 |
| 生活支援技術の講義・演習 | ４時間 |
| 生活支援技術 | ３時間 |

【表６】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 項目 | 研修内容 |
| １　職務の理解 | （１）多様なサービスの理解 | ○介護保険サービス（居宅、施設）、○介護保険外サービス |
| （２）介護職の仕事  の内容や働く現場の理解 | ○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容  ○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴  覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講  者の選択による見学等）  ○ケアプランの作成からサービスの提供に至るまでの一連の業務  の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含め  た地域の社会資源との連携 |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | （１）人権と尊厳を支える介護 | （１）人権と尊厳の保持  ○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、  ○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシ  ーの保護  （２）ＩＣＦ  ○介護分野におけるＩＣＦ  （３）ＱＯＬ  ○ＱＯＬの考え方、○生活の質  （４）ノーマライゼーション  ○ノーマライゼーションの考え方  （５）虐待防止・身体拘束禁止  ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援  （６）個人の権利を守る制度の概要  ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 |
| （２）自立に向けた介護 | （１）自立支援  ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を  高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止  （２）介護予防  ○介護予防の考え方 |
| ９．こころとからだの  しくみと生活支援技術 | （４）生活と家事 | 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援  ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引  き出す、○多様な生活習慣、○価値観 |
| （13）介護過程の基礎的理解 | ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ |

２ 生活援助従事者研修課程

（１）入門的研修修了者（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成３０年３月３０日社

援基発第０３３０第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。）

ア　免除項目及び最大免除時間は【表７】のとおりとする。

イ　免除を行う場合は、実施主体（都道府県及び区市町村）により発行された修了証明書に

より修了した講座を確認すること。

ウ　基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

【表７】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 講座 | 免除科目（項目） | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | 基礎・入門講座修了者 | ３．介護の基本 | ４時間 |
| ６．老化と認知症の理解 | ９時間 |
| ７．障がいの理解 | ３時間 |
| 講義・演習 | 入門講座修了者 | ３ 介護の基本（「（３）介護における安全確保とリスクマネジメント」及び「（４）介護職の安全」のみ） | ２時間 |
| ６．老化と認知症の理解 | ９時間 |
| ７．障がいの理解 | ３時間 |

（２）認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成１８年

３月３１日老発第０３３１０１０号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

ア　免除項目及び最大免除時間は【表８】のとおりとする。

イ 免除を行う場合は、実施主体（都道府県及び市区町村）により発行された修了証明書によ

り修了した講座を確認すること。

　【表８】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 免除科目（項目） | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | ６．老化と認知症の理解（認知症の理解の部分） | ３時間 |

（３）訪問介護に関する３級課程修了者（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４

年厚生労働省令第２５号）」による改正前の介護保険法施行規則第２２条の２３に規定するも

の。）

ア　免除項目及び最大免除時間は【表９】のとおりとする。

イ　各免除項目において、免除することのできる内容は【表１０】のとおりとする。

ウ　【表１０】の研修内容のうち、下線部が免除できる部分とする。

エ　免除を行う場合は、実施主体により発行された修了証明書により訪問介護に関する３級

課程の修了を確認すること。

【表９】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 免除科目（項目） | | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | １．職務の理解 | | ２時間 |
| ２．介護における尊厳の保持・自立支援 | | ３時間 |
| ８．こころとからだのしくみと生活支援技術 | | ７時間 |
|  | 基本知識の学習 | ０時間 |
| 生活支援技術の講義・演習 | ４時間 |
| 生活支援技術 | ３時間 |

【表１０】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 項目 | 研修内容 |
| １　職務の理解 | （１）多様なサービスの理解 | ○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス |
| （２）介護職の仕事  の内容や働く現場の理解 | ○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容、○居宅の  実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、  現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による  見学等）、○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等  が不安定な者の移動支援・見守りを含む） |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | （１）人権と尊厳を支える介護 | （１）人権と尊厳の保持  ○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、  ○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシ  ーの保護  （２）ＩＣＦ  ○介護分野におけるＩＣＦ  （３）ＱＯＬ  ○ＱＯＬの考え方、○生活の質  （４）ノーマライゼーション  ○ノーマライゼーションの考え方  （５）虐待防止・身体拘束禁止  ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援  （６）個人の権利を守る制度の概要  ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 |
| （２）自立に向けた介護 | （１）自立支援  ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を  高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止  （２）介護予防  ○介護予防の考え方 |
| ８．こころとからだの  しくみと生活支援技術 | （４）生活と家事 | 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援  ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引  き出す、○多様な生活習慣、○価値観 |
| （10）介護過程の基礎的理解 | ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ |